

子育て支援に関するアンケート調査に基づく 「量の見込み」について

1. 「認定区分」と「家庭類型」により「量の見込み」が算出されます。

①「認定区分」の導入

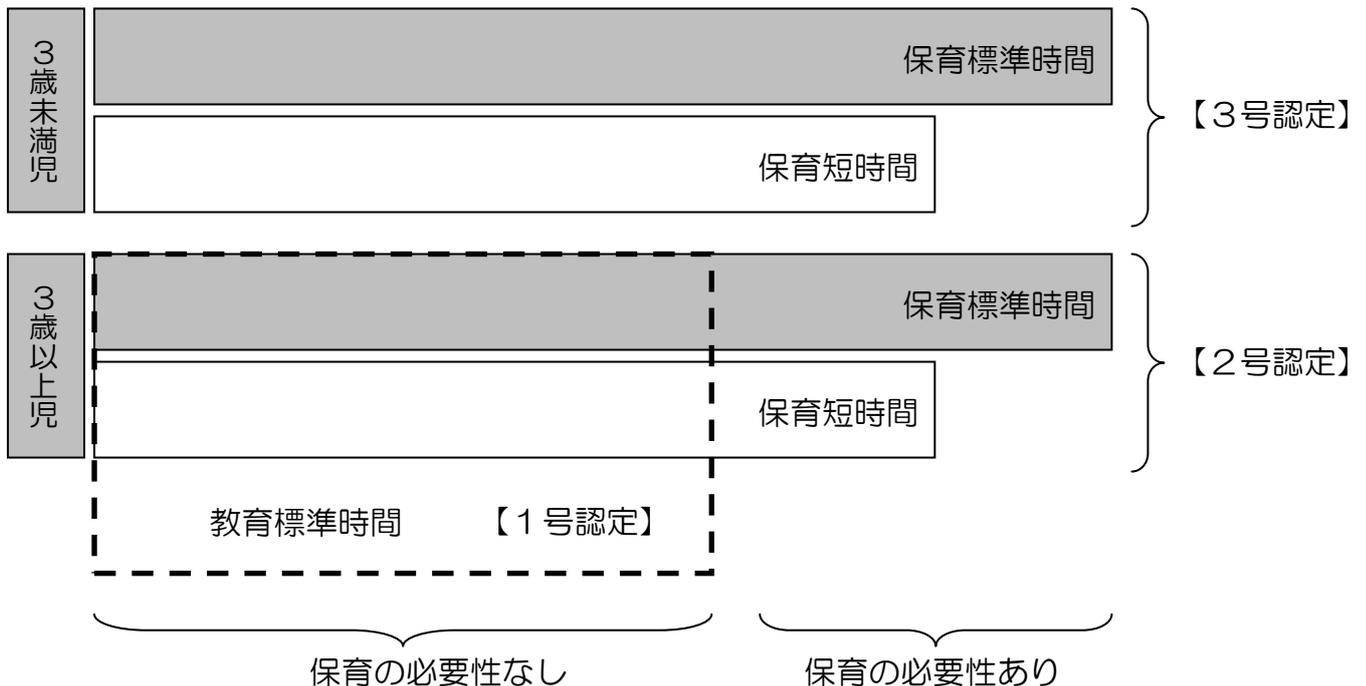
新制度では、パートタイムなど短時間就労の保護者のお子さんも、公的保育が利用できるように、「保育の必要量の認定（認定区分）」が導入されます。

※保護者の就労状況等に応じて「保育標準時間」「保育短時間」の認定がされます。

※保育標準時間：主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間開所時間に相当。

保育短時間：主にパートタイムの就労を想定。（保育標準時間と教育標準時間の中間程度を想定）

教育標準時間：1日3～4時間の幼児教育の時間。



②ニーズを把握するための世帯の類型化作業（家庭類型）

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1号・2号・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのために、アンケート調査結果を活用し、まず、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から類型化をしていきます。類型化した区分を「家庭類型」と言い、タイプAからタイプFの8種類となっています。

「家庭類型」は、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

さらに、認定区分は、保護者の就労状況と年齢により決定しますので、「家庭類型」についても、子どもの年齢区分により、0歳～就学前、0歳、1・2歳、3歳～就学前の4パターンを作成します。

		母親		父親		
		フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)	120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満
父親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD	
	パートタイム 就労 (産休・育休含む)	120時間以上	タイプC	タイプE		
		120時間未満 64時間以上	タイプC'	タイプE'		
未就労	タイプD		タイプE'		タイプF	

↑
↑

保育の必要性あり
保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭（母子または父子家庭）
- タイプB : フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
- タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
- タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
- タイプD : 専業主婦（夫）家庭
- タイプE : パートタイム共働き家庭（就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
- タイプE' : パートタイム共働き家庭（就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
- タイプF : 無業の家庭（両親とも無職の家庭）

※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなし、分類しています。

2. 全国共通で「量の見込み」を算出する項目（事業）があります。

下記の 1～11 事業については、全国共通で「量の見込み」の算出を行います。

	対象事業		(認定区分)	対象家庭	対象児童
～教育・保育の量の見込み～					
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭	3～5歳
2	保育認定	幼稚園	2号認定	共働きで幼稚園利用 のみ希望の家庭	3～5歳
	保育認定	認定こども園 保育所		ひとり親家庭	3～5歳
3	保育認定	認定こども園 保育所 地域型保育	3号認定	共働き家庭	0～2歳

～地域子ども・子育て支援事業の量の見込み～

4	時間外保育事業（保育所延長保育）				0～5歳
5	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）				1～3年生 4～6年生
6	子育て短期支援事業 （ショートステイ） （トワイライトステイ）				0～18歳
7	地域子育て支援拠点事業				0～2歳
8	一時預かり事業 （幼稚園在園児対象の一時預かり） （その他）				3～5歳 0～5歳
9	病児保育事業				0～5歳 1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）				0～5歳 1～3年生 4～6年生
11	利用者支援事業				0～5歳 1～6年生

3. 「量の見込み」を算出する項目（事業）ごとに、アンケート調査結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで“ニーズ量”が算出されます。

ステップ1

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプ分類します。
（家庭類型といいます。）

ポイント1

例えば、
・両親ともフルタイムで共働き
・父親フルタイムで母親パートタイム
など8つの家庭類型があります。

ステップ2

さらに、両親の今後（1年以内）の就労意向でタイプ分類します。（潜在家庭類型といいます）

ポイント2

市民ニーズに対応できるよう、今回の制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の保育・教育のニーズを把握することがポイントです。
i. 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
ii. 現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

将来（平成27年～平成31年の各年）の児童数を推計します。
「将来児童数×潜在家庭類型（構成割合）」で潜在家庭類型別の将来児童数を算出します。

ポイント3

たとえば、病児病後児保育事業や学童クラブ等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ4

該当事業・サービス別に利用できる家庭類型等が決まってきますので、「ステップ3」を踏まえ該当事業・サービス別の対象となる児童数を算出します。

ポイント4

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ5

該当事業・サービス別に回答者数を母数として、利用希望者数で“利用意向率”（該当事業・サービス別の利用希望者数／回答者数）を算出します。

ポイント5

将来児童数をかけあわせることで、平成27年から平成31年まで各年ごとのニーズ量が算出されます。

ステップ6

「該当事業・サービス別の対象となる児童数×利用意向率＝ニーズ量」が算出されます。